
発達障害のある青年の非行・犯罪予防に向けた非行リスク 誘発要因の分析と教育およびメンタルヘルス支援の研究

尾久裕紀・堀江まゆみ・小保方晶子

発達障害のある青年による非行や犯罪などの問題がある。特に、性加害などの問題は深刻である。本研究では、発達障害のある子どもが、犯罪や非行に関わることを誘発するリスク要因と、防止要因、教育およびメンタルヘルス支援の効果可能性を明らかにすることを目的とした。これらを明らかにすることで、問題発生を予防するためのプログラムを開発することができ、問題に至る前の非行予防あるいは早期救済介入へとつなげることができると考えられる。

本研究では、まず、特別支援学校の6名の教員から、学校現場で特に問題となり、困難と感じられていることについて、座談会形式での聞きとり調査を行った。その結果、現場では、特に性的なトラブルについては深刻であるだけでなく、支援

者にも多様な考え方があり、その支援の仕方に困難を感じていることが明らかになった。

そこで本研究では、障害のある人の性トラブルについて、当人並びに周囲の人がどのように関わり、どのように考えられているのかを明らかにするために、当人と支援者に対して面接調査を行った。対象者は、当人、保護者、そして支援者4名の合計6名である。当人を支える関係者については、複数の人に面接調査をすることで、立場による問題のとらえ方の違いと支援方法を明らかにすることができた。結果については現在分析中であるが、今後、学会等で報告していく。また、性トラブル防止のワークショップ等にも成果をいかしていく予定である。

保育施設において「被虐待のリスクの高い子ども」を早期に発見するための関わり及び発見した後の対応の手引き作成のための研究

中山正雄・斉藤知子・源 証香

はじめに

児童虐待の増加に伴い保育施設等での早期の発見と介入の重要性が大きくなっている。虐待防止マニュアルは、保育施設において必携とされているが、果たして現在保育施設で具体的に役に立つものとして活用されているのかどうか疑問となるところである。社会保障審議会児童部会が行った「子ども虐待による死亡事例の検証結果」によれば、平成17年1月1日～12月31日の第3次報告では、心中を含む事例70のうち、保育所等の

養育機関と接点があったことが確認されたのは13例あり、18年の第4次報告では、101事例のうち22例と報告されている。虐待の認識を持ち関与したケースは、第3次では4、第4次では8となっている。このことから、保育施設で作成されている虐待防止マニュアルが十分な役割を果たしていないと見ることができる。そこで、保育施設で具体的に役に立ち活用できる「虐待の早期発見と対応の手引き」を作成することを研究の目的とした。

研究の方法

保育施設が現在策定している「虐待防止マニュアル」を収集し、その具体的な活用状況を確認する。

具体的に役に立つと考える手引きの案を作成して保育施設に提示し、その効果を検証し、その上で「虐待の早期発見と対応の手引き書」を作成する。

結果

「虐待防止マニュアル」又は「保育のガイドライン」を20の保育施設より収集して検討した。「虐待に気づいたところ」から出発して、問題の把握、確認、方針の決定、他機関との連携、記録、園内の役割分担、親への対応、子どもへの対応を定めている。虐待の早期発見のための指標はほとんど見られず、虐待の可能性を確認する方法が明確になっていないことが確認された。現在のマニュアルが保育施設でどの様に全職員に周知され活用されているのかを更に確認する必要があると判断して、保育施設へのアンケート調査を計画したが、送付が遅れて現在調査中であり、この結果については次号の年報に報告する。

手引きについては、親子の会話 保育者と子どもの会話 保育者と保護者の会話 子ども同士の会話 子どもの遊び 子どもの生活

自立 子どもの体調の7つに分類して、その時の状況から何を発見する必要があるのかを例示した。また、具体的な場面設定を、登園時の親子の状況 親と離れた直後の子どもの状況 集団活動における子どもの状況 食事場面における子どもの状況 保育者との関わりの状況 男性大人及び女性大人との関わりの状況 その子より年長の子どもへの関わり、年少の子どもへの関わり お迎えが近づいた子どもの状況 親のお迎え時の状況の9場面を設定して、どのような状況が見られる場合に虐待を疑う必要があるのかを示した。

おわりに

「虐待を疑う必要がある場合」つまり早期に発見した場合にその後の対応をどのように行うことが必要かは、現実的な対応として現在検討の途中である。2008年度中に完全な完成を目指したが、諸事情により完成できなかったことを報告し、2009年度に引き続いて研究を進め完成させる事としたい。早期発見の手引き書の原案はできており、それに加えて対応の手引き書の原案を保育施設に送付して、現場の職員の意見を聴取した後に完成させる予定である。なお、完成した手引き書は、アンケート等の協力をいただいた東京都多摩地区の保育所に配布する予定である。

“ちょっと気になる子”の在園実態についての調査研究

金田利子・黒澤祐介

1. はじめに

近年、“ちょっと気になる子”と呼ばれる、発達に弱さや何らかの課題（発達障害）を抱えている子どもが増えてきている。当然のことながら、療育園のみならず、幼稚園、保育園にも“ちょっと気になる子”は数多く在園しており、そのような子どもに対してどのように配慮をして保育をす

ずめていくかということが、保育実践においては最重要課題となっている。しかしながら、実際にどれくらい“気になる子”が在園しており、どのような保育環境・条件の下で保育が行われ、また保育をすすめる上でどのような困難さがあるのか、さらにどのような支援が求められているのか、これまで十分に明かにされていない。